

(宗像市渡船通学定期券購入費補助金交付要綱の一部改正)

宗像市渡船通学定期券購入費補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

第3条第1項1号中「に3分の2を乗じて得た額」を「の全額」に改める。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

宗像市渡船通学定期券購入費補助金交付要綱新旧対照表

改正案	現行
<p>(補助金の額)</p> <p>第3条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象者の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。</p> <p>(1) 中学校に通学する者の保護者 渡船の通学定期券の購入に要した額の全額</p> <p>(2) 高等学校に通学する者の保護者 渡船の通学定期券の購入に要した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>(3) 大学に通学する者 渡船の通学定期券の購入に要した額に2分の1を乗じて得た額</p>	<p>(補助金の額)</p> <p>第3条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象者の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。</p> <p>(1) 中学校に通学する者の保護者 渡船の通学定期券の購入に要した額に3分の2を乗じて得た額</p> <p>(2) 高等学校に通学する者の保護者 渡船の通学定期券の購入に要した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>(3) 大学に通学する者 渡船の通学定期券の購入に要した額に2分の1を乗じて得た額</p>